

青森県報

第二千七百七号

平成十八年
十一月二十日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	五
右 同	(同)	五
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称変更の届出	(障害福祉課)	五
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	六
歯科技工士試験の施行	(医療業務課)	六

出先機関

建設業者の許可の取消し

(中)南地域局

換地処分

(農)上北地方農林水産事務所

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

(事)務局

正 誤

平成十八年三月三十一日号外第三十一号人事委員会中

(人)事委員会事務局

告 示

示

青森県告示第八百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	居宅介護事業者	居宅介護事業所	変更年月日
有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	居宅介護事業者	主たる事務所在地	居宅介護種類	
			名称	名称	
			所在地	所在地	
				訪問介護	
				介護サービス「ようじ」	
					平成一六・九・三五

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
医療法人光	"	"	"	倫有 限会社 社明	六医 会療 法人 南	六医 会療 法人 南	六医 会療 法人 南	社会福 祉法 人誠 風会	社会福 祉法 人誠 風会	"	"	"
むつ市新町	"	"	"	八野 の六 二一 二目 一	八野 の五 二一 二目 四	八野 の五 二一 二目 四	八野 の五 二一 二目 四	弘前 市大 字 清野 袋三 三三 の岡	弘前 市大 字 清野 袋三 三三 の岡	"	"	"
通所介護	訪問看護	"	"	訪問介 護	"	"	"	訪問看護	訪問看護	福祉 用具 貸与	"	"
ウに こに こハ ス大 曲	結テ 一訪 三問 目看護 ヨンス	明テ 一ヘル 三パ 目シヨ 二ンス	明テ 一ヘル 三パ 目シヨ 二ンス	いヘル 一パ シヨ ン	一問 シ看 ヨ護 ン	一問 シ看 ヨ護 ン	一問 シ看 ヨ護 ン	こと 一訪 三問 目看護 ヨンス	こと 一訪 三問 目看護 ヨンス	"	"	"
一三 〇〇 三〇 の三 大 曲	五野 の八 三三 七目 二小 中	の八 野一 九市 目吹 〇上	の八 野一 九市 目吹 〇上	五野 の八 三三 七目 二小 中	五野 の八 三三 七目 二小 中	五野 の八 三三 七目 二小 中	の八 野一 九市 目吹 〇上	一弘 野二 市一 目小 中	一弘 野二 市一 目小 中	一弘 野二 市一 目小 中	一弘 野二 市一 目小 中	一弘 野二 市一 目小 中
一六 ・七 ・三 六	"	"	"	一六 ・八 ・三 三	一三 ・四 ・六	一三 ・四 ・六	一三 ・四 ・六	一七 ・八 ・八	一七 ・八 ・八	"	"	"

青森県告示第八百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
有限会社友	名 称	和会	特定非 営利 活動法 人組 田生 和	和会	和会	和会	和会	和会
黒石市大字	主たる 所在地	一〇の四六	十和田 市東 二二 五の 二番 三	十和田 市東 二二 五の 三番 五	十和田 市東 二二 五の 三番 五	十和田 市東 二二 五の 三番 五	十和田 市東 二二 五の 三番 五	十和田 市東 二二 五の 三番 五
介護予防	介護予 防事 業種 類		"	訪問介 護	訪問介 護	訪問介 護	訪問介 護	訪問介 護
介護サービ	名 称	ウに こに こハ ス大 曲	ヘル パ シ ヨ ン ス	ヘル パ シ ヨ ン ス	ヘル パ シ ヨ ン ス	ヘル パ シ ヨ ン ス	ヘル パ シ ヨ ン ス	ヘル パ シ ヨ ン ス
黒石市八甲	所 在 地	むつ 市大 字 三の 目三 〇	十和田 市東 二二 九の 六番 町	十和田 市東 二二 九の 六番 町	十和田 市東 二二 九の 六番 町	十和田 市東 二二 九の 六番 町	十和田 市東 二二 九の 六番 町	十和田 市東 二二 九の 六番 町
平成	変 更 日 月 年	"	"	一六 ・五 ・一	一六 ・五 ・一	一六 ・五 ・一	一六 ・五 ・一	一六 ・五 ・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
和会 医療法人光		"		"		倫有 限会社明		"		情
一〇の四六 むつ市新町		"		"		八野八 の六戸 二丁目 二小中		"		二上 〇の二 五の五
通介 所護予防		訪介 問護予防		"		訪介 問護予防		貸福 与社用 具		訪問 介護
ウに スに 金に 曲に 八		結 テ シ ヨ ン		明 テ シ ヨ ン		い な ほ		"		よ う じ
二 三 九	三 〇 〇	五 野 の 七	八 野 三 丁 目 二	の 九	八 野 三 丁 目 二	五 野 の 七	八 野 三 丁 目 二	八 野 三 丁 目 二	妙 字 西 平 六	八 野 三 丁 目 二
二 三 九	三 〇 〇	五 野 の 七	八 野 三 丁 目 二	の 九	八 野 三 丁 目 二	五 野 の 七	八 野 三 丁 目 二	八 野 三 丁 目 二	八 野 三 丁 目 二	八 野 三 丁 目 二
一 六 ・ 七 三		"		"		一 六 ・ 八 三		"		一 六 ・ 九 三

青森県告示第八百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
倫有 限会社明		六会 医療法人南		情有 限会社友		居宅介護支援事業者
八野 三丁 目一 八の 二野 六		八野 四の 五二		黒石 市大 字上 町二 五の 二		主たる 事務 所在地
なほ 援宅 業介 所護 支		い な ほ 荘		ケ ア プ ラ ン 「 よ う じ ょ		名 称
八野 三丁 目二 五の 七		八野 一八 の二 野六		黒石 市八 甲六 〇の 四		所 在 地
一 六 ・ 八 三		三 三 ・ 四 六		平 成 一 六 ・ 九 三		変 更 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
情有 限会社友		特定福祉用具販売事業者
黒石 市大 字上 町二 五の 二		主たる 事務 所在地
よ う じ ょ		名 称
黒石 市大 字中 川一 〇の 二		所 在 地
平 成 一 六 ・ 九 三		変 更 年 月 日

青森県告示第八百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	特定介護予防福祉用具販売事業所		変更前 年月日
	名称	主たる事務所の所在地	
変更後	有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	平成一六・九・三五
変更前	介護サービス「スーゆうじょう」	黒石市八甲六〇の四 黒石市大字中川字富田一〇の二	平成一六・六・三〇

青森県告示第八百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の種類	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人つくし会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田一丁目今須八七の一	認知症対応型通所介護	デイサービスセンター「やすらぎ」	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田一丁目今須八七の一	平成一六・六・三〇

社会福祉法人東幸会	八戸市大字久保生平四四七七	短期入所生活介護	特別養護老人ホームサンシャイン	八戸市東白山台二丁目二の一	一六・三・三
-----------	---------------	----------	-----------------	---------------	--------

東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目三の一	福祉用具貸与	東北化学薬品株式会社八戸支店	八戸市沼館一丁目一五の三	一六・一〇・一
------------	---------------	--------	----------------	--------------	---------

青森県告示第八百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人つくし会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田一丁目今須八七の一	介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンター「やすらぎ」	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田一丁目今須八七の一	平成一六・六・三〇

青森県告示第八百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
名川町	三戸郡名川町大字平 字広場二八の一	名川町	三戸郡名川町大字平 字広場二八の一	平成 一七・三・三

青森県告示第八百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護の種類	居宅介護事業所	休 止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地
有限会社 イーブティ サービス	五所川原市大 字石岡字藤 巻三五の二 一	有限会社 イーブティ サービス	五所川原市大 字石岡字藤 巻三五の二 一
訪問介護			平成 一八・七・三

青森県告示第八百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	介護予防の種類	介護予防事業所	休 止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地
有限会社 イーブティ サービス	五所川原市大 字石岡字藤 巻三五の二 一	有限会社 イーブティ サービス	五所川原市大 字石岡字藤 巻三五の二 一
訪問介護			平成 一八・七・三

青森県告示第八百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業者	変更 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地
社会福祉法 人七峰会	弘前市大 字下白銀 町二の八	ケアホーム 高屋住宅	弘前市大 字高屋字本 宮五の三
共同生活 介護	共同生活 介護	ケアホーム 拓光園共 同生活介 護事業所	平成 一八・一〇・一
変更前	社会福祉法 人生活・文 化研究所	ケアホーム 移山寮	三戸郡五 戸町正場 沢
変更後	共同生活 介護	共同生活 介護	三戸郡五 戸町正場 沢
変更前	共同生活 介護	共同生活 介護	三戸郡五 戸町正場 沢
変更後	共同生活 介護	共同生活 介護	三戸郡五 戸町正場 沢

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おおまち第2集客施設整備推進協議会

三 代表者の氏名

菊池 宏

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字大町一五

五 定款に記載された目的

この法人は、五所川原市の中心市街地を活性化するための各種事業を行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

歯科技工士試験の施行

平成十九年歯科技工士試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成十九年二月二十二日（木）

実地試験 平成十九年二月二十三日（金）

2 場所

青森市大字三内字稲元二二二の一

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成十九年一月九日（火）から同月十五日（月）まで。ただし、郵送による場合は同月十五日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループにおいて交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

出 先 機 関

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社加藤工務店

二 代表者の氏名 加藤 京子

三 主たる営業所の所在地 黒石市野添町二二二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一九〇二号

五 取消年月日 平成十八年十一月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、十和田市第二柳原地区共同施行石橋福美ほか二十三人から、第二柳原地区の土地改良事業に係る換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十八年十一月二十日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十八年十一月二十日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授

前田 みき	青森県労働委員会委員
外崎 祐一	青森県労働委員会委員 全国交通運輸労働組合総連合弘南バス労働組合執行委員長
上野パティ	青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟オールサンデーユニオン中央執行副書記長
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長
宮古 武	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長
竹山 美虎	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長
村田 剛一	青森県労働委員会委員 株ほくとう監査役
北村真夕美	青森県労働委員会委員 株青森経営研究所代表取締役社長
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子(株)代表取締役会長
佐藤 正勝	青森県労働委員会委員 社青森県経営者協会専務理事
小山内良一	青森県労働委員会委員 おおぎんリース(株)代表取締役社長
牛田日出男	青森県労働委員会事務局長
木村 豊	青森県労働委員会事務局次長
澤田 悦郎	青森県労働委員会事務局審査調整課長

正

誤

人事委員会事務局

平成十八年十一月二十日 号外第三二二号				発行年月日 発行番号
人事委員会規則				区分
七 一九二				番号
一四	三	一〇	九	ページ
上	下	上	下	段
六	ら後ろ 二五か	二	ら後ろ 三か	行
ものもの	もの	ものもの	もの	誤
もの	もの	もの	もの	正

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭